

契 約 書 (案)

件 名	広島市立広島市民病院臨床検査システムの購入及び保守点検業務(かし担保期間を除く4年3か月の保守点検業務)
履 行 場 所	広島市立広島市民病院
契 約 期 間 等	1 契約期間 契約締結日から令和10年3月31日まで 2 医療機器納入期限 令和4年12月31日 3 かし担保期間 令和5年1月1日から令和5年12月31日まで 4 保守点検業務委託期間 令和6年1月1日から令和10年3月31日まで
契 約 金 額	金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 金 円)
契約金額の内訳	1 医療機器の購入金額 金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 金 円) 2 保守点検業務委託金額 金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 金 円)
支 払 方 法 等	各年度における支払金額は別紙「支払内訳書」のとおり
契 約 保 証 金	1 医療機器の購入金額に対する契約保証金 2 保守点検業務委託金額に対する契約保証金 受注者が提出した誓約書のとおり
か し 担 保	かし担保期間内に、納入物品にかしがあった場合、受注者は発注者の指示に従い、かしを補修(交換も含む)し、若しくはそのかしによって生じた損害を賠償しなければならない。
そ の 他 の 契 約 事 項	広島市立病院機構物品調達及び保守等委託業務契約約款(政府調達)のとおり
特 約 条 項	1 本調達は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「改正協定」という。)、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(以下「日欧協定」という。)、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定(以下「日英協定」という。)の適用を受ける調達であるため、改正協定第18条、日欧協定第10.12条、日英協定第10.12条に定める苦情処理手続により、調達者が契約を締結すべきでない旨又は契約の執行を停止すべき旨の判断をしたときは、契約締結の留保又は契約の解除を行うことができる。 2 その他別紙仕様書のとおり。
適 用 除 外 事 項	
管 轄 裁 判 所	広島地方裁判所

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の地方独立行政法人広島市立病院機構物品調達及び保守等委託業務契約約款によって公正な物品の購入契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

発注者 広島市中区基町7番33号  
地方独立行政法人広島市立病院機構  
理事長 竹内 功

受注者